

道州制推進道民会議
第1回地域意見交換会

『アクティブ・道州制！』

日 時 平成18年5月28日（日）11:00～12:30
場 所 花びしホテル 2階 芙蓉の間
（函館市湯川町1-16-8）

○川城局長:

ただいまから、道州制推進道民会議第1回地域意見交換会を開催させていただきます。本日は休日にもかかわらず、このようにたくさんの方にお越しいただきまして、本当にありがとうございます。

私、本日の進行役を務めさせていただきます北海道企画振興部の地域主権局長の川城と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

道では、地域のことは地域で決めることができる地域主権型社会の実現を目指しております。国から道への権限の移譲、規制緩和を求める道州制特区の実現、そして道から市町村への事務権限の移譲など、先行的、モデル的な取り組みを今、進めさせていただいているところでございます。これらの取り組みを進めるに当たりましては、当然のことではございますけれども、道民の皆様との議論、こういったものを重ねまして、道民の皆様のご理解をいただくことが何よりも重要だというふうに私ども考えているところでございます。

そこで、私ども昨年の6月に、知事と14人の有識者の皆様方にご参集いただきまして、道州制推進道民会議というものを設置させていただきました。この中では道州制などについての議論を行っていただきまして、そこでの議論をできる限り道民の皆様にお伝え、発信をして、道内での議論が活発にされるよう進めてきたところでございます。さらに、より多くの皆様との対話を進めたいということで、今回、高橋知事と、そして3名の委員の皆様方においでいただきまして、地域に出向きまして皆様方の生の声を伺いたいということで、こういった会を設けることといたしました。

そこで、この意見交換会、今日を皮切りに、全道6カ所で進めさせていただきたいということでございます。この機会に、是非忌憚のないご意見をいただきたいというふうに考えているところでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それではまず初めに、高橋知事から皆様方へのごあいさつとメッセージをお話をさせていただきます。

それでは、知事、どうぞよろしくお願いいたします。

○高橋知事:

皆さん、こんにちは。ただいまご紹介いただきました北海道知事の高橋でございます。

それでは、冒頭にちょっとお時間をちょうだいして、私の方から道州制についてお話を申し上げたいと思います。お手元に配布資料がいつているかと思いますが、『アクティブ・道州制!』と書いてあるものだと思いますが、それをご覧になっていただきながらお話を聞いていただければと思います。

まず、今日すごい風も吹いて、雨で天候も悪い中、また日曜日にもかかわらず、本当に多くの方々にご出席いただきましてまことにありがとうございました。今日、函館の皆様方中心に、また道南の皆様方中心にお話を申し上げるわけですが、先ほど司会からもございました、道州制推進道民会議のメンバーの先生方3人にもお越しいただいて

おります。井上委員、五十嵐委員、そして谷委員の3名の方々でございます。後からこちらにお座りいただきお話をいただくわけでございますけれども、この三方にも日曜日、こうやっておつき合いいただいたことを厚く御礼を申し上げたいと思う次第であります。こういった形で、これから全道各地で皆様方との意見交換の場を設けていきたいと思っているわけでございますけれども、その第1回目ということで、道南、こちら函館でのスタートをさせていただくわけでございます。

さて、意見交換会をもう既にいろいろと今に至るまでやってきている中で、各地でいろんなご質問、ご疑問がありました。そういった中で一つ皆様方にご紹介するとすれば、要するに「『道州制、道州制』と言っているけれども、小泉さんが総理をやめてしまったら、もう終わりになるのではないの？」というお声が、結構全道であったわけでありまして。でも、皆さん、これって誤解があるかなと思うのですね。誤解のその一つは、道州制というのは別に小泉さんが言い出したことではないのですよね。全国でも、この地方分権を進めていく上で、こういった47の都道府県からグルーピング化、10か11のグループにした広域な強大な広域自治体というのが要るだろう、という議論がございましたし、何よりもここ北海道では、私の前任の堀知事の時代から有識者会議を設けまして、道としてさまざまな道州制の検討を進めてきておりました。平成12年から検討してきておりました。もうレポートもまとまっておりました。こういった蓄積があったからこそ、総理も「北海道は合併も要らないし、道州制について先行的に取り組みをしないか」という、そんなことになったのではないかなということを思っております。我々その意味ではずっと検討しているということでもございますし、後戻りをする気はございません。

それから、この小泉さんのことについての道民の方々の誤解の二つ目として私が思うのは、道州制というのは、後からも話ししますけれども、国と道との関係だけではないのですよ。むしろ重要なのは基礎自治体、市町村の皆さん方であり、さらにいえばコミュニティ、住民の方々の動きなのです。そういったことを考えますと、別に国がどうのこうのということとは全く関係なく、道内でも、市町村あるいは私たち道民一人一人ができること、やるべきこと、こんなことが道州制の全体の構想を進める中ではたくさんありますので、今日も首長の方もいらっしゃっておられます、怖い顔をして聞いておられますけれども、皆様方と色々な議論をしながら進めていきたい、前進をさせていきたい、このように思っております。

それから、誤解の第3番目です。別に小泉さんがどうとかということと関係なく、今や国として、政府として「道州制特区推進法案」がもう国会に提出されました。こういったことが制定されようとしているということの意義というのをご理解いただきたいと思うわけです。この法律案というのは40条に及ぶ、すごく大きな法案であります。相当いろんな議論を積み重ねた上で、私どもも言うべきことは言った上でできたものなわけでありまして、これまでの私どもの経験、あるいは私自身も霞が関で仕事をしてきた経験からすると、法律ができなければ、なかなか国の官僚は言うことを聞かない、従わな

いのです。だからこそ、時の政権が云々ということは関係なく、着実にこの分権を進めるためにこの推進法案というものが今、国会に上程をされたわけでありまして、こういった意味で、この道州制の推進ということはもう後戻りはあり得ない。このように私も考えているところでございます。

さて、そんなことで前置きばかり長く話してもしょうがないので、道州制そのものの中身に入らせていただきますが、資料、1ページを見ていただきたいと思います。

そもそも道州制とは何か、ということですね。上に日本地図、しっかり北方領土も入っていますが、これで見ますと、全国を幾つかのブロックに分けて、広域自治体である道州、今の都道府県合併を経て道州を設置して、国から道州、さらには市町村へ大胆な権限移譲、それから全国一律の基準なんか撤廃をしまして、地域のことは地域で決める地域主権型の自治の仕組みをつくりたい——これが一言で言った場合の道州制のイメージであります。

それで、東北とか九州とか四国とか、四国は「中・四国」という考え方もあるようですが、合併を経るところは、いわばちょっとわかりやすいのですけれども、北海道のようにもともと広大な地理的な条件があるという中で、「合併が起らないところは、何変わるんだよ」という、こういうお話も道内でもよく承るわけですが、我々北海道はもちろん、地理的には道州になっても北海道のままです。これは明らかであります。ただ何が変わるかといえば、仕事の中身が変わる。これはもう圧倒的な違いがあります。この話を次、進めてまいります。

1ページの下の方を見ていただきますと、「現在」「将来の姿」とあります。「仕事の中身が変わる」と申し上げたのは、国が今、いろんな仕事をやっている。この国の役割をぐーっと小さくしてもらおう。今はもう本当にさまざまな、経済政策、産業政策から福祉政策からなにかからかみん、いわば国中心に動いているわけですが、道州制に至りますと、国は外交とか防衛とか、どうしてもやはり本来国が果たさなければならぬような役割を担うということにとどめていただいて、住民サービスの多くを、道州、あるいはさらに言えば市町村が一番大きな役割を担っていくというのが、道州制の姿、私どもが思い描く道州制であります。

さらに言いますと、その下に「コミュニティ」と書かれてありますね、これが私の考える道州制の最も重要なポイントであります。これは後から申しますけれども、要するに住民の方々相互の支え合い、相互のさまざまな経済活動、そういったことをここに意図して書いているところでありますけれども、ここがまさにこれからの少子高齢化、人口減少社会に対応できるような社会をつくり上げていく上で重要な要素ではないかなと、このように考えているところでございます。

さて、2ページの上の方をちょっとご覧いただけますか。

道州制になると何が変わるのんだ、ということをごここに書いております。「効果」というか、「ねらうべきところ」みたいなことですかね。

「住民の声が行政に反映されやすくなる」。それから、「全国一律でない独自のしくみが各地各地ごとにできる」、それから国と道州、あるいは北海道でいえば道との二重行政、それから市町村を含めての三重行政の無駄をなくすことができる。「受益と負担の関係が見えやすくなる」。一番我々住民に身近なところで行政サービスが行われているのであれば、我々はわかりやすいです。あれ、無駄じゃないか。後から言いますが、除雪の話なんかでも、そういったところを少しでも住民にきめ細やかな、そしてわかりやすい行政をできることになる。そして、こういったことを通じて、一番重要なこと、左の下に書いてある「地域のやる気と力が生まれる」。こうやって住民やコミュニティの活動が重要になってくるわけです。

それで、2ページの下にありますとおり、道州をつくること自身が道州制の目的なんていうのは、こんなことはあり得ません。我々が目指しておりますのは、道州をつくって、それと同時に市町村や地域のコミュニティを強化して、地方分権、地域主権というものを大胆に進めていく。そしてこのそれぞれの地域を、もう草の根から、根っこから元気にしていく——これが我々の目指している道州制なわけであります。

さて、3ページへ移りましょうか。

今、理想のようなことを申し上げたわけですが、ただ現状はやはり、国がいろんな権限を留保しているという姿が現実の出発点であります。そこから急に理想の姿に一気に改革を進めるというのは無理があります。いろんな人たちが戸惑ってしまいます。だからこそ、一つ一つ、一步一步進めていく、これが現実的なアプローチではないかなと、このように思っているところであります。3ページの上の四角にはそんなことが書いてありますね。

そして、3ページの下、「道州制に向けた北海道の取組」。では、どういうふうにやっていくのか、ということです。

第1、第2、第3というふうに分けて書いてありますが、まずは国から道への権限移譲、あるいは全国一律の基準を解消して道の条例に委ねてもらおう。こういう規制緩和を段階的に進めていくための、いわゆる「道州制特区」のことがあります。これが後から、後半の方にもつながっていくわけでありますけれども。

それから第2に、さっきちょっと申しました、我々道内でやるべきことがまだたくさんある。道内で、道から市町村への大幅な権限移譲、これはもう進め始めております。このことをやっていかなければ、さらに進めていかなければならない。

そして第3番目、コミュニティ再生のための取り組みを並行して進める。これが重要であります。こういったことを少しずつ進めていく、これが道州制に向けた我々北海道の取り組みであります。

さて、4ページへ行きましょう。

この第1、第2、第3を以下、ブレークダウンしてご説明しますが、第1番目、国から道への権限移譲、規制緩和の問題です。4ページの上の方にあります「道州制特区」。

国から北海道へ権限・財源移譲を積み重ねていく。それで、地方分権を進め、全国の中でも地方分権をどんどん進めていく必要があるわけだけでも、道州制になったらこういうふうになるのだという具体例を、もう昔から検討しております我々北海道が、いろんな具体的な事例を積み重ねていくことによって、道民の方々あるいは国民の皆さんに見てもらい、道州制の推進力を生み出していく。これが我々の狙いなわけであります。

4ページの下に書いてありますけれども、もう既に我々、2年前ですよ、2回にわたって道州制特区に向けた提案というのを国に提出しております。で、提出しているのだけれども、何もかも国の官僚の皆様方の抵抗で進まなかったというので、今回の道州制推進法案制定を是非という話になってきたわけでありましたが、いやこれは各省庁の抵抗というのは、壮絶なものでありました。すごいです。やっぱり「国破れても省庁あり」という方々だな、というふうに思いましたけれども、でもそんなのでは、本当にこの国はつぶれてしまいます。だから今、霞が関の中でも心ある官僚の人たちが法人組織をつくって、「霞が関改革」ということを一生懸命やろうとしていますね。ちょっと話がそれますが、言いませんけれども、そんな動きもあります。

さて、4ページの下の方で法律ということで、さっきちょっと申しました官僚さんは仕事大好きなので、権限を放すことに抵抗もするのですけれども、ただ法律ができれば、その法律に沿って仕事をやる。これも彼らの本能でありますので、その意味で道州制特区推進法案制定を求め、今それが国会に提出されたというのは、本当にここまで来たな、というふうに私は思っているところであります。

さて、この推進法案の中身のポイントを三つぐらいここに書いてありますけれども、推進法は、国からの分権を道が提案をし、国と同じテーブル——これは閣内に総理ヘッドの推進本部というのをつくるということになっております。そこでいろんな議論をしながら、実現をしていく。こういった仕組みは全国初であります。もちろん、有識者会議とかそういう形で、政府の外からいろんなことを分権ということで進めていこうという試みはありますが、閣内にこういったことをつくろうとするのは初めてであります。さらに“みそ”は、お仕事をいただいてもお金をきちっといただかなければ、さらにそのお金は、今、国が補助金という形で1件1件いろんな口を出しているという形ではなくて、我々地方がちゃんと自由に使えるようなお金としていただける仕組みではないと、安心して「権限移譲」なんて言えませんよね。そういう意味で今回、補助金から交付金化ということになっておりますので、こういった権限移譲に伴って、お金もちゃんとついてくると。こういったことも今回の仕組み、法案の中で位置づけられております。提案が具体的に閣内の推進本部で実現される仕組みと、その場合にお金もちゃんとついてくる。こんなことがこの法案の中、法律の中で位置づけられたということは、私は一歩大きな意義があったのではないかなと思っております。

第1弾の推進法での規定されております権限移譲、これは調理師の養成施設の指定とか、あと公共事業でいいますと開発・道路・河川、これは北海道特有のものだと言われ

ておりますが、砂防工事とか、それから治山事業、これは全国の県よりも北海道に対する国からの権限移譲は一步進んでおりまして、こういった部分でも交付金化がなされておりますので、その意味では、法律上位置づけられております一発目の権限移譲の中身というのは小粒ではありますが、しっかりとこれからの県における検討にも資するようなものもちりばめられているかなと、このように思っております。

さて我々は、この第1弾に加えて第2弾、第3弾の提案を、道民の方々とご議論をしながらしっかりとしていきたいと、このように思っているところであります。

さて、我々の考えている道州制の2番目は、「道から市町村へ」ということをさっき申しました。次、その話を5ページでいたします。

いろんな権限を道は持っています。4,100ぐらいあるのです。これを精査しますと、半分ぐらいの2,000を超える項目は市町村へ権限移譲が可能だということで私どもリストアップしています。こんな分厚いですね。それを各市町村にご提示を申し上げて、ヨーイドンで権限移譲といったって、これは大変ですよ。だって、180万都市の札幌もあるし、函館のような30万都市もあるかと思うと、1,000人を切る村もあるわけですから、ここはやっぱり市町村のそれぞれのご事情を踏まえて、申請主義で市町村の方々からご提案いただく形で権限移譲、必要であれば我々の条例も改正し、そして財源、人も含めて移譲するというのを順次、今進めているところであります。そういった形で道は、都道府県としての道から道州への脱皮というものを既に始めているところであります。市町村の権限移譲、体制強化に対して、我々としてもしっかりと支援を行っていきたいと、このように思っております。

それで、5ページの下の方に、例えばこんな権限移譲がされるとこんなに便利になります、ということを書いておきました。身近なところで手続できる例ということでは、パスポートなんか。支庁に行くのも大変ですよ。そんなことがあります。

それから、事務処理が迅速になります。道とか国とか調整しなくても、市町村のご判断でできるようになる。

それから、総合的なまちづくりができる。これは、道州制になるとこんないいことがある。二重、三重行政を解消して、総合的な観点から市町村がこの地域をどういうふうにやっていくかということを考えていただくことができる。道路の管理とか、開発行為の許可とか、こういうものがあるかと思えます。

さて、何かどんどん時間が押してきましたけれども、それで6ページに行っていて、今、国から道へ、それから道から市町村へ、と言いましたね。

三つ目、我々の考える道州制、「さらにコミュニティへ」。ここが重要なのですね。「コミュニティの再生」。かつて、日本は町内会とか近所づき合いとか、いろんな有形無形の、人々が地域で支え合う仕組みというのがあったのです。地域社会といってもいいし何といってもいいのですが、こういったコミュニティが最近、ちょっと弱くなってきているかな。そんなことが、例えば治安の面、それから福祉、環境の面でも、我々の

生活にちょっと影響が出てきているかなということをおもっています。それで、こういった中で最近、道内外、特に外の方で、子供をめぐるとっても不幸な動きも出ております。事件も起こっております。やはり子供の安全を地域ぐるみで守る。それから、我々北海道では少子化対策ということで、地域ぐるみの子育て支援「すきやき隊」というのをやっていますけれども、子供世話好き、世話焼きたいということです。こういう地域ぐるみの子育て、いろんな形で地域のコミュニティ再生に向けての動きというのを我々もサポートしているし、またこれからの地域づくりのため、道州制のためにも重要だと私はおもっています。

こういった中で、6ページの下の方に「コミュニティビジネス」というのがあります。これは、本当にいろんなビジネスがあり得ます。ここでちょっと例として出しているのは、例えば中心街の空き店舗、空洞化で空き店舗ができたところを使って、高齢者の方が経営する、高齢者の方々に楽しんでもらうような、くつろいでもらうような喫茶店、こういったものもありますし、それからここにございます市民グループの方々が、高齢者の方あるいは障害者の方々に、気楽に参加できる小旅行企画・実施とか、いろんな例がもう既に出てきております。こういったコミュニティビジネスも、これはだから行政に別に何も頼らなくても、民間対民間で若干の有償、対価を伴う場合もあると思っておりますけれども、支え合いながら、またお話し合いをしながら、コミュニティ再生のためにいろんなことをやっていく。これ、とっても有効な手段ではないかなと思っております。

今年の4月から、我々道で「たんぽぽ資金」というのを始めました。今年1,000億、来年1,000億、トータル2,000億を考えておりますが、これは地域の中小企業の方々のサポートも考えておりますが、たんぽぽというのは皆さん、ふっと吹くと、その種がパッと大地に散ります。そこからまた、すばらしい、かわいいお花が咲いてきます。そういうふうな、小さな種を全道に広げて、そこからまた力強く花を咲かせてほしい、そんな意味でたんぽぽ資金と名づけたのですが、このたんぽぽ資金は、NPO法人の方あるいは公益法人の方、今申しましたコミュニティビジネスをやろうとするような方々にも事業資金の支援をしていきたい。それで、コミュニティ再生のためにも是非、有効に活用していただきたい資金であります。お問い合わせは、支庁の方にしてください。

そんなことで、7ページの方に行きます。

道州制で、例えば国からの権限移譲で、今我々第2弾、第3弾の提案をいろいろ考えているということをお申しましたが、「どんなことあり得るの?」「身近なところにこんな課題が」というのを、7~8ページ目、三つぐらい掲げておりますけれども、例えば7ページの上にある「幼保一元化」です。札幌とか函館とか、それから旭川とか、そういう人口の多いところはいいのですが、多くの北海道の地域では、幼稚園、保育園いずれも、少子化で子供たちが減ってきております。子供たちというのはやっぱり、一定の人数がいて、ワイワイにぎやかにガヤガヤやって遊んだり、いろんなことをお話し合いしたり、刺激を受け合ったり、そういうことが子供たちの教育、あるいは情操教

育の上でも重要だと思うのです。そういった意味で、我々は幼保一元化というのを一生懸命提案しています。国の方も、道からも言われてしまったので、これ、文科省と厚労省に分かれているのだけれども、余り言うと権限を取られてしまうので、一生懸命法律をつくったりして、認定こども園という制度ができておりますけれども、不十分ですね。もうこの際、やっぱり地方に任せたらいいのですよ。我々そんな悪さしないから。もう地方は知恵もないし、悪者ぞろいだというふうに国の方々は思っておられるらしいですけれども、是非こういったことも我々に任せてほしい。

それから、例②として出している「エゾシカ対策」。今の狩猟免許制度というのは、趣味で狩猟するような人たちを想定した制度になっているのですけれども、北海道はご案内のとおり、何度もエゾシカが出てきているという話を聞きますよね。世界自然遺産になった知床でもエゾシカが出てきてしまって……かわいいのですよ。でも、大変なのです。林業被害とか農業被害が出て。それで、個体調整をしなければならない。一方で、エゾシカの肉というのはとてもヘルシーだし、おいしいし、需要があります。そんなことで、エゾシカを使った我々は地域おこしを北海道全体でやろうとしておりますが、そういったことを考えた場合にも、この個体管理のために今の法体系は不十分なのです。こういったことも我々に任せていただきたい。こんなことも考えております。

それから、「除雪対策」。これは、今の季節は雪がないからいいですけれども、冬になりますと、国道、道道、市町村道、みんな別々に除雪すると。こんなばかなことないじゃないですか。地域の除雪の状況が悪いと、みんな住民の方々からの苦情というのは役場に行くのですよね。では、市町村が中心になってやっていただければいいではないかと。そのために、権限移譲、財源移譲をしっかりとやって、地域全体としての整合的、総合的な除雪対応をしていったらいいと。もう今でも市町村によっては、効率的な除雪の方法を検討するための「除雪マップ」というのをつくっている。相当雪深い空知の方とか、あるのですよ。こういったことの取り組みをより向上させて、是非こういった分野で、道州制になるとこんないいことあるんだな、ということを道民の方々にご理解いただけるような取り組みをしっかりとやっていきたいと、このように考えております。

さて、8ページの下ですけれども、ちょっとまとめてみました。

分権は、国に集中していた権限や財源を住民、我々のところに身近に引き寄せることなのです。今、いろいろ申し上げてきました。そして、そのことを考えるのは、住民の方々お一人お一人です。道州制になったら、国がいろいろ考えてくれるかわりに、道がいろいろやってくれるのだな。そうではないのです。住民の方々お一人お一人が身近な課題を見詰め直していく。アクティブに行動する。それが「アクティブ・道州制！」、そういうことであります。

そろそろ私の時間を終えたいと思いますけれども、最後に、9ページのところで「コンパクトシティという考え方」をちょっと提示しております。

少子高齢化が進んでおります。人口減少。北海道は全国を上回るスピードでこのこと

が進んでおります。今、北海道でも、これからの中期計画、北海道のビジョンづくりというものを始めておりますが、そういった中長期、10年先の北海道とした場合の最も重要な我々の前提にする一つが、この人口減少社会の到来ということであります。もちろん、我々少子化対策とか、道外からの移住促進とか、いろんなことを一生懸命やっています。でも、それはそれとして一生懸命やるにしても、やっぱり北海道の人口は減っていかざるを得ない。これはやはり厳しい現実として、私どもは前提認識として考えなければならない。こういった中で、「コンパクトシティ」という考え方の提示を今、させていただきます。

皆さん、函館でもそうですね、まちの中心街の空洞化というのが激しくなっています。郊外型出店。いろんな人の動きが変わってきております。もちろん、自動車を運転できる間はいいのですよ。今日お集まりの若い方々はいいのですけれども、でも我々一人一人、みんな高齢化になります。今、平均寿命は伸びております。そういった時点になって、高齢者の方々がやはり、まちの中心でいろんな買い物、歩いて買い物もできる、そしてこれは商業集積だけではなくて、いろんな公共施設、例えば病院であるとか、それからまちのいろんなコミュニティホールであるとか、そういったものもこれからやっぱりまちの中心に寄せていくというような発想が一つの地域づくりの方向性ではないかなと、そういったことで住民同士のいろんな交流も生まれてまいりますし、人と人とのつながりを中心とした新しい地域社会の再生に、元気な地域づくりにつながっていくのではないかなと、このような提案を我々はさせていただいているところでございます。

ちょっと話は道州制からそれますが、我々はこのまち中の商業集積復活のために、今まで振興政策だけだったのですけれども、ちょっと規制政策も考えます。これは都市計画法という、今日行政の関係の方がおられたらよくおわかりのとおりですが、市街化区域とか市街化調整区域とか、この地域をどういう形で振興するかという、「線引き」という権限が我々自治体には与えられております。こういったことをうまく使いながら、できる限り、やはりまちの中心にいろんな機能を寄せていく。これは、商業集積しかり。こういった郊外出店に対する規制的な手法も我々は導入しようと思って、今道民の方々のご意見をお伺いしているところでありますが、この6月ぐらいにでもこのガイドラインによる規制も始めたいと、このように思っているところでございます。

本当に駆け足でございましたが、私どもあるいは私、高橋が考えている道州制についてお話をさせていただいたところでございます。

お手元に、冊子で「地域主権型社会のモデル構想(案)」というのがあると思います。これをベースに、これから1年間かけて我々北海道で、さっき申しました道州制推進法案の2弾、3弾の提案にも結びつけていきますし、また何より重要なコミュニティの再生、あるいは市町村の皆様方との議論、こういったことにも資するようなものを今つくっておりますので、どんどんご意見を頂戴いたしたいと思っております。

では、私からのお話はこれで終えさせていただきます。どうも皆さん、ご清聴ありが

とうございました。（拍手）

○川城局長：

知事、ありがとうございました。

それでは、このまま壇上のお席をお願いいたします。

この地域意見交換会では、道州制推進道民会議の委員14人に6会場を分担していただきましてご出席いただくこととしております。先ほど知事からもご紹介ありましたように、本日は3名の委員の先生方にご出席をいただいております。委員の皆様、今、ご着席をされておりますので、私の方からご紹介をさせていただきたいと存じます。

まず、北海道大学大学院経済学研究科長でいらっしゃいます井上久志委員でございます。

社団法人北海道総合研究調査会常務理事でいらっしゃいます五十嵐智嘉子委員でございます。

地域づくりネットワーク北海道連絡会議副会長でいらっしゃいます谷一之委員でございます。よろしくをお願いいたします。

ありがとうございます。

それではまず、道民会議委員の皆様、これまでの道民会議でのご議論などを踏まえて、委員ご自身のお考えとか、それから道民の皆様へのメッセージなどを込めまして、恐れ入ります、お一人10分程度ずつでお話を頂戴いたしまして、その後、会場の皆様と意見交換に入らせていただきたいと、こういうふうに進めさせていただきたいと存じます。

それではまず、井上委員からどうぞよろしくお願いいたします。

○井上委員：

井上でございます。こんにちは。こんにちは、といひましても、函館には私、何回も来ているのですが、こんにちはで始める講演会なり、あるいは意見を述べるといのは今日が初めてでございます。函館に何回か、というふうに言いましたけれども、カテゴリーで分けますと、一番多く来ているのは、地元の中企業家同友会の皆さん方にお話、意見の交換をさせていただくために何度か参っております。そのときにお話をいつも申し上げるのは、ずっと前から申し上げているのですが、日本全国がよくなっても、北海道は非常に厳しい状況がいつまでも続きますよという話をします。で、皆さん方がしっかりしなければ、ということでもあります。そのときに申し上げるのが「三つのC」ということで、「チャレンジ」「チャンピオン」、そして「クリエイティブ」な、ということと申し上げています。こういう時代でありますから、チャレンジする、挑戦する気構えを失わないこと。この地域で、この分野で、一番なることを目指すということ。さらに、クリエイティブというのは、これは自分にしかできないことをやるということ。こういったものを突破口にしませんか、というお話をしてまいりました。

あと、2番目に来ているのは、どちらかというと公共事業関係の方々のお集まりで、

前回来たのはもう数年前になりますが、函館新聞さんのホールかなんかで国土交通省北海道局の支援のもとでやったものであります。私自身は、社会資本の整備というのは、とりわけ北海道においては必要だと思っています。人口は5%、そして国土の面積は22%。10%、1割程度の枠というのはそれ相応に合理的な根拠があるのではないかというふうに申し上げ、ただこれからの時代というのは、公共事業予算は疑いもなくどんどんどんどん減らされていきます。ですから、地元の皆さん方の意見が反映される形での公共事業あるいは社会資本の整備というのをやっていく必要があるのではないかと、ということをお聞きしております。

3番目は、これも数年前になりますが、先ほどお話しいただいた高橋知事がちょうど北海道経済産業局長であられた時代に、多分国際ホテルかなんかでやった。要するに、「新産業政策というものを決めました」ということでした。それで、そのときも私が申し上げたのは、やはりオンリーワンになりましょう、ということでした。それで、数年間にわたって、つい最近もう終わったのですが、全道に向けて提案型の公募事業というものをやっています。長い間、この函館から案件が上がってこなかった。少なくとも私の目に触れる最終審査の段階には上がってこなかったけれども、ことし何件か上がってきました。これは非常に私はうれしいことだなというふうに思っております。こういうように、北海道の置かれている状況というのは極めて厳しい。これは疑いもなく厳しい。で、この状況から脱出するというのは、皆さん方道民の一人一人が立ち上がっていかない限り、これは本当に厳しい状況にますますなっていくということでもあります。

それで、今日の話は道州制であります。私自身が整理をすれば、道州制の議論というのは大きく分けて二つある。道の今の考え方というのはこれの真ん中にあるので、これは別にして後ほどお話しします。

一番最初にある部分、これは要するに「自主自立」ということ。何をにおいても我々は精神的に自立することが先なんだ。霞が関や永田町が我々の地域の方向性を決定づけるのというのはけしからん。だから、我々はそういうことの従属した経済から、社会から脱却して、我々のことは我々で決めるという社会をつくるべきだ、というようなことです。中には、道内を広く見渡しますと、これがもう少し明確な形で「北海道独立論」というような形で展開されている部分。ですからこの主張は、お金の話ではない。精神的にとにかく自立することが先だというお話です。そして、私がいろいろ聞いていると、女性の方にこの話が多いというふうに、私はある時期、驚きました。

あと一つ、その対極にある話。「自立するといったらって、精神的に自立したって、食っていかなければしゃあないだろう」「食えなくてどうするんだ」というようなお話があります。こういうような方々は結局、国からいつまでもお金をもらい続けること、できるだけ長い間、そしてできるだけ多くのお金を我々はもらい続けていかないと食っていけない、という話であります。ですからここは、精神的に依存していても、要するにお金の部分でも依存しなければだめなのではないか、北海道が食っていけるか、とい

うふうに言われる。これはどちらかという、私も男性ですが、男性の方に多い。こういうような話がある。

しかし、最初の方の話は少しつけ加えますが、後の方の話。例えば、ここ一兩日の間に出ていた新聞の記事を思い出してください。「北海道開発局、1,003人の削減」。これは道州制と一体何の関係があるのでしょうか。道州制の議論があろうがなかろうが、これは霞が関や永田町で決まった話ではないですか。我々がどうやって公共事業の傾向的な削減を食いとめるという努力をしたのか。そうなのです。そして、これを食いとめようとする努力をしているのは、これは、政治の話は私はしていけないということになっていますが……今、私の公職の立場上できないのですが、自民党の北海道議連ですよ。この人たちが「だめだ」と言っている。「削減はけしからん」と言っている。道州制を推進している政党が公共事業の削減に抵抗しているという、こういう世界です。ほかの多くは、要するに見て見ぬふりという世界ではないですか。ただし、時代の流れというのはこういう方向に行っているというのは、私たちは一応意識はしていなければいけないということだと思います。

そして今度は一番最初に申し上げた、精神的な自立の話。高橋現知事のこの道民会議の1期前、ここにも私は出ておりました。その前の堀さんのときにも出ておりました。堀さんのときは、要するに知事の選挙公約でありましたので、後半になったときに「何とかやらなければいかん」ということで、私も道州制検討懇話会というものに出ました。そのときの会議は、これはもともと堀さんの出られた選挙の地盤というか支持団体もありますので、精神的な自立、地方分権といったことをどう実現するかが使命でした。そのときに私が申し上げたのは、「それで食っていけるのですか」という、公共事業推進派の人と同じことを言ったのです。そのときに、道庁の職員に計算してもらいました。そうすると、おおよそ1兆1,000～1兆2,000、道民1人当たり20万～25万赤が出るのです。いいですか、赤字が出るのです。それでもやりますか、という話をした。しかし、「やらんといかん」ということで、議論を前に進めた。堀前知事の時代です。

それで検討懇話会の結論がどうなったかという、道州制、地方分権はやるものの、しばらくの間、5年から10年ほどを猶予期間として、国から交付金や補助金はもらわないと経済的に自立してやっていけない、それは国に要求しましょう、と。ただ、資金の用途を限定するというのはやめて、一括交付金や統合補助金という形でもらって、ただし使い道は私たちで決めましょうというやり方で提案した。これが5年ぐらい前です。ですから、今の道庁の案、高橋知事から説明ありましたけれども、道州制特区の話はこの対立する二つの間をうまく融合しようという並々ならぬ努力の結果なのです。いいですか。ですから、全ての点で、全ての道民の皆様を納得させることは出来なかったかもしれない。ただ、ここには、たくさんビジネスをおやりになっている方がおられる。私も大学に来たのが10年ぐらい前で、その前はビジネスをやっていた。時代の流れというのは、我々でコントロールできないのです。時間は我々はコントロールできない。待

ったなしなのです。だから、前に向かって進んでいかざるを得ないということ。これをやり始めたのです。いろいろな状況を考えたときギリギリの出発点がここだというふうには私は理解しています。

それで、時間もありませんのでまとめますが、私は、先ほど言った堀さんのときから道内で、5年以上にもわたってこの種の議論をオープンにやっっている。「いまだにわからん」「道州制がわからない」「道の説明は不十分だ」というふうには、特にマスコミあたりが言うというのは……マスコミの方がたくさんおられるから敵に回したくないのですが、私はけしからんと思っている。本当にけしからんと思っている。そして、一部の有識者といわれる方々もけしからんと思っている。

それで、数日前に出ていた……新聞の名前を言っははいけないのですが、二つある。一つ、社説に書かれているのです。「道州制。いよいよこれから道の職員と知事が、大変な負担を負う時代になった」と。おかしくありませんか。道州制というのは知事と道の職員が決めるのではないのだ。これは我々道民の一人一人が、どういうふうにしていけばいいのかという知恵比べの時代になっている。知事が敷いたのは、スタートラインまで持ってきたということなのです。あとは、その器の中に何をを入れるかというのは、ここで皆さん方が決められればいい話なのです。サイコロは我々道民に投げられたのです。知事に投げられたのではない、道の職員に投げられたのではないのだということで、私はその社説の意図がもう本当にいぶかしい、わからない。

あと一つは、「アンケート調査」というのがある。それで、推進派と推進派ではないというのを分ける間に、55%の人が「理解が不十分なので、ゆっくりと進めてほしい」というふうになっている。実際の新聞の見出しは何か。これは、「否定的な人間が55%いる」と言っている。しかし、絶対に反対だというのは道民の中に10%おられるだけなのです、実は。それだったら、道民が前向きに進めていこうと、そのかわり、みんなが納得するような形で十分議論を尽くして進めていこうよ、というふうに見出しに書くべきではないか。しかし、「道民はみんな反対している」というようになっている。これは私がおかしいと思う。ですから、こうやって函館に来ました。皆さん方がお一人お一人、こういうような催しが考えるきっかけになっていただければありがたいなということで参りました。以上です。

○五十嵐委員：

五十嵐でございます。多少高いところから失礼をいたします。

井上先生もおっしゃいましたけれども、本来膝をつき合わせてお話をさせていただきたいところですけども、人数が多いということで、皆さんの顔が見えるようにちょっと高いところにおりますけれども、気持ちは平座でおりますので、皆さんのご意見を今日は聞くというつもりで参りましたので、よろしく願いいたします。

函館、道南地域というのは私が申し上げるまでもなく、日本がまだ鎖国の時代に、日本でも最初に海外に開かれた港を持つ地域でありまして、考えてみると、進取の気性と

いうのを一番持っている地域ではないかなというふうに思っています。恐らく、函館あるいは道南の方々のDNAにそういったことが今も埋め込まれているのではないかと期待があって、ここ函館の地が第1回の意見交換会の場にされたのではないだろうかということも、ちょっと思っております。いずれにしましても、地域地域で地域のことを考えていこうという今回の試みでございますので、是非、北海道の開発というのは歴史的にもいろいろあったわけですが、もう一度原点に立ち返って考えてみましょうということのスタートだというふうにご理解いただきたいと思っています。

道州制の体系的なお話は今、高橋知事の方からもありましたし、かなり資料も出ておりますので、私、今日は二つのことを皆さんに投げかけて、皆さんから意見を聞きたいなと思って参りました。

一つは、ちょっと先生も触れられましたが、この地方分権の究極のところである道州制ということと、それから行政改革で進められようとしていることということ、きちんと我々自身が理解をしながら議論を進める必要があるのではないかなということが1点。

それからもう一つは、道州制というのは何も国と道の間のことではなくて、住民の皆さんが身近なところで考えられることがたくさんあるのだと。知事のお話もありましたけれども。それでは函館で考えた場合、どんなことが考えられるのかなというのを、函館は十分に知らない私ではございますけれども、多少考えさせていただきたいなと思って参りました。

まず、1点目の方の行政改革との関連ということですが、地方分権を進めていくということ、それから行政改革を進めていくということ、スタートラインは違うのですけれども、表裏一体とまで言わなくても、かなり関連のあることであって、忘れてはいけないことというふうに思っております。道州制というのは、これは道の方も何度も繰り返していますが、地方が、地域が自分で自分のことを決めることだと。そのことを保証するための仕組みというのが道州制ですよということです。疑問は、では「地方が決める」というのは一体、だれが決めるの？ということなのですね。道州制になりますと、道州政府というのが確立されることになるだろうと思うのですが、その道筋はまだまだ見えないわけですが、道州政府が決めるわけではないですね。道州政府というのは、住民の意思を体現したところで、皆さんたち一人一人の考え方を踏まえた上である行政決定をしていくということになるのだろうと。今でもそうです。道庁の職員、知事が決めているわけではなく、道民の意向を踏まえて決めているということが多々あるわけです。当然、地方分権の流れと、それから住民の方々が地方自治に参画する、「住民参加」「住民自治」という言い方もすることがありますけれども、そういう流れというのは不可分一体でございまして、当然、住民の方々にさまざまところで参画をいただかなければならない。そうすると当然、結果として、それでは今まで行政がやってきたことを民間に、あるいは住民に委ねていきたいと思いますという流れができる。そうすると

結論として、行政職員というのは少なくとも済むのではないかという行革につなげるといえることができる——という意味で、道州制、地方分権、それから行政改革という話というのは、これは当然つながっているということでもあります。ただし、行政改革というのはまた別の圧力もあって進んでいる。当然、財政難をどうするかということからスタートしているわけで、ここを議論のすりかえに我々はごまかされてはいけない。どうしても、今出た開発局の職員の削減の話のようなことというのは、何か道州制をすると開発局がなくなる、という誤解があるわけですが、そうではないのです。そうではないということを認識しておく必要がある。どういう形になるかということは、これからの議論なわけです。道州制の道州政府というのをどのような形にするかは、まさに我々が議論していかなければならないということです。

個人的な意見を述べさせていただければ、まさに北海道庁が何か開発局を吸収、経産局もあわせて吸収するみたいなイメージで語られることが多いのですが、私は、新しい制度は、新しい仕組みの中、体制の中でやるということが必要なのではないかと思います。道州政府というものを考えるのであれば、新しい皮袋といいますか、そういったものを用意していく必要があるだろう。その過程としてどういう過程を踏まえるか、というようなことですね。ですから、先ほど知事がおっしゃった国道、道道、市町村道、これらの除排雪ですとか整備を一体的に進めなければならないとすると、国の考え方も持った開発局という機能、あるいは道道を管理・整備していく道の機能、あるいは市町村の機能と。それを道路という同じテーマで一体にやっていくような組織というものを考えていく、「エージェント化」という話がそれに近いわけです。そういうことだって、選択肢の一つとしてあるということですね。したがって、何もどちらかがどちらかを吸収するという話ではない。この誤解だけはひとつ、解いていただきたいというふうに思います。

もう一つの点。せっかく函館で考えるのであれば、是非皆さん、身近なところで道州というものを考えていただきたいというふうに思っています。

先ほども、函館港というのは最初に開港されたところの一つと申し上げましたけれども、この百何十年たつうちに、すっかり時代も経済状況も変わってきているということは理解できますし、これは北海道全体に言えることですね。「北海道民というのは進取の気性に富んでいる」とよく本州から言われるのですが、いや、百何十年もたつと結構保守的になってきてしまっていて、というところも実際にあることはあります。しかしながら、例えば函館を見ても、ロシア・サハリンとの航空路を持っていらっしゃる。ロシア人の方たちも結構来ている。そういったことを一つ、経済活性化なり地域の中で何か考えたときに、ビジネスを進めようとして、何かの規制にぶつかることはないだろうか、ということです。日常生活して、日常仕事をしていると、規制とか決まりというのは、当たり前ですよ。もちろんルールの中で仕事をしているわけですが、でも、もうちょっとこうだったらもうちょっとやりやすいのにな、ということが本当はあ

るはずなのです。そこが道州制の突破口になるのではないだろうか。例えば、ロシア人の渡航に関してはビザの発券というのがまだまだ規制が大変厳しくなっておりますので、なかなか自由に行ったり来たりすることができない状況になっている。これを何とか北海道だけでも、あるいは函館・道南地域だけでも変えていけないだろうか、という発想も出るのではないだろうか。あるいは、函館にロシアの大学が1校設置されていると思うのですが、これは大学という資格ではなくて、日本の中では専門学校としての扱いなのです。やっぱりそれはそれなりの規制の中でそういうことになっておりますが、やはり大学として誘致をし、大学として認めてもらう。それには、北海道だからロシアとの交流、あるいは学術的な交流、あるいは経済交流を進める上で大学として認めていくのではないかと、という動きをつくっていく。さまざまなことが考えられるのではないかなというふうに思います。

そういったことを特区として考えてみたときに、例えばこんなこともできるぞというのが道州制特区なわけです。道州制に至るまでの実験、モデルとして特区というものをやってみましょうよと、こういう発想でございます。特区には第2弾、第3弾、これからまだまだ提案していくことになっておりますので、是非地域の、ちょっとここで工夫していただくと、ちょっとここで規制緩和していただくとこんなことができるんだよね、という声を集めていきたいなと思っております。

時間がかかり押していましたのでこの辺にいたしまして、最後に、道州制なり、あるいは地方分権を進めるというのは、権限を我々が持つということもしかりですが、一面やっぱり責任も持っていかななくてはいけないというのが重要なことだと思うのです。権限、それからお金ということももちろん重要なことですが、そのために我々は責任を果たすのだという覚悟が必要だというふうに思います。先ほど、最後に知事がちょっとおっしゃいましたけれども、規制緩和という形では道州制特区なり、あるいは分権というときに話が出ることも確かですが、もしかすると一方では、規制強化をすることが必要なことも出てくるかもしれない。そんなことも含めて、我々が我々自身で考えていくのだということが道州制でありますし、地方分権という形になるのではないかなというふうに思います。この後、皆さんのご意見を期待しておりまして、この辺で終わらせていただきます。

○谷委員：

ご紹介いただきました谷でございます。今日、壇上で知事を含めて4名でございますけれども、唯一私が札幌在住ではないメンバーとして、上川管内は下川町という小さな町から来ました。ここから、距離にしましてちょうど500キロぐらい北の方へ参ります。そこで私は小さな商売と、またまちづくりをしている者でありまして、全道の地域づくりメンバーやNPO活動、あるいはボランティア団体、さらにはアイデアグループや地域おこし団体等々多くの団体、そういう方々の思いなどを総括しながら、同じ目線でこの道州制について少しお話をさせていただければと思います。

その前に、皆さんのところに二つほどペーパーをお渡しいたしました。それはリーフレットでございますけれども、一つは、「北海道を見詰め直そう」という意味で、北海道遺産のDVDが発売になったというPRでございます。北海道遺産については、この函館を中心とした渡島管内に、函館山や路面電車、五稜郭など幾つかの北海道遺産が選定されているわけですが、全道で52ある北海道遺産のうち、選定された多くの遺産がこの地域から生まれているところであります。是非、関心のある方は、後にDVDをお買い求め頂ければと思います。そして、もう一つはカラー版の「北海道市町村区域図」でございます。これは一昨日完成したばかりの、できたてほやほやの成果品でございます。国勢調査の実施の度である、5年に一遍ずつ私の方で作成しているものでございまして、多くの方々に配布させていただいているわけです。なぜ今、この二つを配ったかといいますと、まず自分のまちの位置関係をしっかり知る、そして存在感を知る、そして地域資源を探求して、理解して、創造して、発信していく——これがこれからの道州制に非常に大きなキーワードになってくるのではないかと、感じているからであります。是非、参考にしていただければと思います。

さて、道州制特区推進法案が現在閣議決定されて、それまでのプロセスを若干見えますと、自民党の道州制調査会小委員会が提案した法案でございますが、北海道にとっては、あの時点で正直言ってマイナス面ばかりが目立つ、そういう法案ではなかったかと考えているわけでありまして。点数をつけるとすると20点、30点程度の法案でございます。これに対して、知事以下、関係者の人たちが先頭となり、道内の政治家や経済団体と一丸となりながら、その法案の内容に反対の意思表示をしたわけでありまして、2月から3月下旬にかけての高橋知事の行動というのは大変目を見張るものがございまして、そのアクティブな行動が実は功を奏して、法案内容が70点近くまで上がったのではないかと私は感じております。ただし、その法案の内容そのものは先ほど知事も言いましたけれども、まだまだ小粒でありまして、北海道活性化の特効薬としての及第点まではまだ届かないところであります。北海道としては、まずは港を離れ、沖に出て、それから大海での大きな漁をできるような動きをして、100点に近づく努力をしていかなければならないわけでありまして、私たち道民が強い意思を抱いて一つになっていかなければならないというのが、その足りない30点の部分ではないかと感じております。

道州制あるいは道州制特区の推進をにらんでいったとき、これからの制度設計でございますけれども、私たちの先人が歩んできた北海道の歩みをいま一度見詰め直す必要が出てくるのではないかと、このように感じております。そして、北海道として、全国に説得力のある、施策と提案が恐らく求められてくるのではないかと思うところであります。ご存じのように北海道は、明治2年に松浦武四郎がこの蝦夷地を北海道と命名致しました。北海道開拓使が設置され、そして御地函館に出張所が配置されたわけでありまして。そのとき、開拓使次官であった黒田清隆は、明治政府の命を受けまして、この北海道を「寒冷地文明の新天地」と位置づけ、新たな北海道の幕開けを担ったのでござい

す。まさしくフロンティア精神の息吹きが始まったのではないかと、そう思うのであります。そのときの北海道の人口は5万8,000人でした。そしてその後、行政区域はさまざまな変遷を経て、明治23年に府県制施行によって3府43県に統合されたのでありますけれども、そのときの北海道の人口は55万人にまで膨らんでおりまして、日本全体で見ますと、明治23年当時、4,000万人を数えることになります。現在、日本の人口は1億2,600万人を超えておりますので、優に3倍の人口に膨らんだことになります。しかし、現在のこの47都道府県の枠組みは、明治23年当時から100年を越えた今でも、全く変わることなく広域自治体が歩まれてきたことになるわけであります。

また、昭和の初期から提言されてきた都道府県合併や道州制の議論というのはまさしく、このような変遷の中で新たな都道府県のあり方が求められてきているということをかいま見ることができるのではないかと、このように感じております。私はまだ誕生しておりませんでしたけれども、戦後アメリカから来日したシャープ使節団が日本政府に地方分権を進めるように勧告をいたしました。それから既に60年の年月がたとうとしているわけでありますが、その分権の実現は遅々として進まなかったところでございます。しかしここに来て、道州制の議論とともに、中央集権システムから地方分権システムへと社会は大きな変革をもたらしているのではないかと、そのように感じております。地方自治法の第1条で、国と地方の役割分担と事務や機能の配分というのを決めております。先ほど知事の講演の中にもございましたけれども、外交や防衛、司法、通貨、生活保護、労働条件の基準等々、これらの項目が三つの大きなカテゴリーに分類されているわけであります。道庁や市町村である地方自治体は国家全体の行政サービスの3分の2を提供する巨大な地方政府でございまして、私たち住民にとって一番身近なサービスを施してくれているわけであります。したがって、国が関与している多くの権限や財源、これを分権することによって、地方地域の自治体というのは裁量権のある行政を行い、住民のニーズに合ったサービスができるのではないかと、このように私は感じております。しかし、現在の中央集権化のシステムのもとでは、それぞれの省庁でなかなか既得権を手放そうとせず、分権は名ばかりであって絵にかいたもちの状態ではないわけでございます。したがって今回、このように道州制特区法案が国会で決議されようとしていることは、北海道のみならず、全国における地方行政の新たな変革の糸口を見出すことではないだろうかと感じている一人でございます。

既に、私ども道州制推進道民会議の委員によりまして、その以前から五つの論点を柱として議論を重ねてまいりました。その中で先行実施に当たっての道州制プログラムを策定することとなりまして、その方法論として推進プランである九つのカテゴリーを決定するに至ったわけであります。当然、国が推進している構造改革特区や地域再生構想と重複するプランであることも承知しているところでありますが、道州制特区という特異性のある制度設計を施すことによって、規制緩和や権限・財源移譲が行われて、北海道としての裁量権が広がり、地域に新たな活力を生み出す可能性が出てくるのではない

かと、このように感じております。新たな制度設計が施行されることによって、私たち道民の暮らしや地域産業に活力をもたらされるような、そのような引き金が、現在閉塞感のある北海道には不可欠なことではないでしょうか。

道州制や道州制特区がすべての地域課題を解決するわけではございません。まして、船出をする上では、たくさんの課題があるわけでありまして。しかし、私たちみずからが時代の潮流を見きわめながら、北海道や道民が行動を起こして、躍動して進めていかなければならないと感じております。私は「時のムーブメント」という言葉を使っておりますけれども、これをキーワードにしながら、地域内外でのネットワークを創造して、そして地域の人材を育み、地域コミュニティを強化していくという大きな志を抱きながら、チャレンジする精神を抱いていきたいと、このように思うところでございます。

いずれにいたしましても、先ほど申し上げましたように、まだまだ船は出ようとしていられるばかりでございます。これから私たち道民がいろいろとこの道州制や道州制特区を理解して、一つ一つ進めていく必要があるのではないかと感じているところです。以上でございます。

○川城局長：

ありがとうございます。

大変短い間で大変恐縮でございますけれども、大変意義の深いメッセージを今、3人の委員からちょうだいいたしたところでございます。

では引き続きまして、会場の皆様と道民会議の委員、そして知事との意見交換に入らせていただきたいと思います。

意見のある方、恐れ入りますけれども挙手をいただきまして、今、係の者がマイクを持ってお席まで参りますので、ご意見のある方はご起立の上、恐れ入りますけれども、できました所属、お名前などお話しただいてからご発言を頂戴できればと思っております。たくさんお集まりでございますので、できるだけ多くの方からご意見をちょうだいしたいと考えておりますので、申しわけございませんけれども、お一人1分ぐらいのご意見の中でご発言いただければと思います。

○民間人：

17年前、日本青年会議所の方におりまして、「連邦制、変えてしまえ日本」という本をつくりました。その中で、やっとそういった部分の形が出てきたかなと。そのとき我々がイメージしていたものというのが、「廃県置藩」。いわゆる「平成の大合併」という形の中でそれは一部できてきたかなと。それと、連邦制。先ほど五十嵐委員の方から「州政府」というお話が出てきました。高橋知事はこの後は「州長」という形になるのか、「州総理」という形になるのかわかりませんが、そんな形で徐々に進んできているなど。なぜかという、一極集中型の戦略であってはもうどうしようもないというのがその時代からずっとと言われていた話であって、その中に我々、とんでもないといいますが、過渡期の大変なプレッシャー、責任、自立、そういった負担が来ることは確かであります。

ですけれども、この北海道、食料自給率が189%という地域であります。少なくとも食べる物だけはどんなことをしても外に出せる地域。これはこの後、地球温暖化で恐らく、世界中で人口爆発、そんな中でこの地域自体が食料基地としてのウエートがますます大きくなってくるだろうなど。

それと、先般の農薬の問題、0.1ppm以下は農家としては使ってはいけないよ、そういった製品を出してはいけないよという法律が通るような時代でもあります。北海道はもと、農薬を極力少なくといいますか、ほかの地域に比べると50%少ない農薬でつくってきた地域であります。もう一度、そういった北海道の中での再生といいますか、ますますその重要性、世界の中での北海道、そういったことを考えていただく中で、是非ともこの道州制推進会議がもっともっと身近な形で、そして頭に日本の姿という、ひょっとしますと日本の大きな大きな変換点といいますか、道州制を打ち出したことで、大きな国の体制の変化までつながるところの議論だろうかと思えます。時間はかかるかと思えますし、知事も大変だとは思えます。でも、ここまでやっそこそとこたどり着いたという状況だと思えますので、もっともっとこういった機会を、もっと早くから設けていただければありがたかったかなというふうに思っております。以上でございます。

○川城局長：

ありがとうございます。

食料自給率とか農薬、食育ですと、高橋知事はお得意の分野ですので、知事から願います。

○高橋知事：

質問ありがとうございました。今、食料自給率200%を超えたのです。さらにレベルアップしていますことを是非、ご理解いただきたいと思えます。

食料という面での日本全体の貢献もありますし、それから森林面積も全国の4分の1ですから、こういった自然環境面での日本国全体に対する大きな寄与をしている北海道、こういった価値が今、21世紀に入ってこれからさらに重要になってくる。もちろん、そういった中で経済活動が繁栄しているというのもとても重要なことでありますが、北海道というのはこういう環境と経済活動というのが両立して、どちらもすばらしく保全でき得る最良の土地だと私は思っております。全国の中で、言い方は悪いかもしれませんが、唯一の土地ではないかとすら思っております。その意味では、今おっしゃられたお話なんかも踏まえて、さらに北海道づくりというものを、この道州制を一つのとっかかりとしてさらに頑張っていかなければならないかなという思いを持ったところでございます。

「世界の中の北海道」ということをおっしゃいましたが、私自身は先ほどの冒頭のお話の中で、人口減少時代ということをお我々の所与条件としてこの地域づくりをどう考えるかという、そういった視点も申しましたが、第2番目として、今日は道州制ですけれども、道州制以外のいろんな講演のときにいつも言っているのは、やはり世界への売り

込み、世界の中の北海道という位置づけをどうしていくのか。国が靖国とかいろいろあるのでしょうか、国対国ということではいろいろトラブっておられるところもあるわけがありますけれども、だからこそ地方として、特に北海道は東アジアの皆様方からは「東アジアの宝」と言われているのです。総じて暑い気候のところが多い中で、やはりアジアの中にもこれだけ文化の薫りがある、冷涼なすばらしい土地があるということだと思っておりますけれども、北海道に対するあこがれを皆さん持っていただいている。こういったことも大切にしながら、やはり北海道の売り込みというのをやっていかななくてはならないなと思っております。

そんなことを言ってもあれなので、道州制との関係でいいますと、連邦制ということを出されたのですか、「廃県置藩」、私もそういった高い理想のもとにこの道州制特区推進のチャレンジをしていきたいと思うのでありますが、私ども道庁は、カナダのアルバータ州と姉妹州提携をしていることもあって、人的交流をやっているのです。たまたまですが、今はいないのかもしれないけれども、渡島の支庁長はその人的交流でカナダへ行ってたことがあるのだそうです。この間、ラーメンを食べながら話をしていました。カナダという国は、まさに広い国土の中でさまざまな重要政策を決定する際には、首相さんと10だったか11の州のトップの人たちがラウンドテーブルで議論して決定するということになっているようであります。将来、日本が道州制に本格的に移行した場合に、もちろん北海道は独立という気概を持ってやっていくわけでありますが、現実論とした場合には、やはり道州の一角として、地方がある意味カナダのように、国の最終的な政策、国としての政策決定の場に重要な役割を果たしていく、そういったことが将来の日本国の絵姿としても描けるのかなと、こんなふうに思っております。

ちょっと答えになったかどうかわかりませんが……大変失礼しました。

○川城局長：

ありがとうございました。

ほかに、いかがでしょうか。せつかくの機会でございます。

○町職員：

町民として参加しておりましたけれども、今回、この道州制の検討に当たって、この函館の地域においては青森との交流が盛んな地域で、新幹線についても「青函同時開業」というような部分もありまして、先ほど五十嵐委員さんの方からも発言がありましたが、貿易の歴史があって、そういう形でいきますと、七飯町というところは日本で初めてリンゴを植えたところでして、青森県がそのリンゴを主産業として持って行って大成功をおさめているというようなことを考えたときに、青函、函館・青森を含めると70万都市というような形になるのですけれども、そういう可能性も含めた道州制というか、青森まで含めた検討もされたのかどうかということです。

それから、今、市町村合併の関係では、第2弾のというか、道の基本構想かなんかがもう少しでまた出されるかというふうに思いますけれども、その中で今、「アクティブ・

道州制！」ではコミュニティが基本になるのだよということですがけれども、市町村においてコミュニティを推進していくというときに、市町村の規模は大体何万人程度がふさわしいのか、そういうような部分も検討されているのであれば、別な問題かもしれませんが、そういう部分も……。それと渡島支庁がありますけれども、道州制が現実に進めば、道から市町村に権限移譲も進んできて、そうすると支庁の機能もだんだんだんだん少なくなっていくとか、小規模になっていくというふうになった場合に、この地域はどうしても人口が官庁のそういう職業の方々に頼っている土地柄でもあるという部分でいけば、地域の人口の部分が減少してしまうのではないかという懸念もありまして、その部分を含めて、今考えていることがあればお話をお願いしたいと思います。以上です。

○川城局長：

わかりました。ありがとうございます。

今、3点ほどのご質問であったかと整理いたします。

1番目は、青函、函館と青森の結びつきもあるので、道州制を考える際に、青森とか北東北との何か考え方のすり合わせというのでしょうか、そういうことをしたかどうかということ。これは北東北、知事もいろいろお話をされたことがあります。これは知事にお話をいただいて、合併とか支庁の問題は私のところで所管をしていますので、整理してお答えをするのと、あと先ほど五十嵐委員からもありましたので、五十嵐委員からもご発言いただければと思います。

知事から、北東北ということではいかがでしょう。

○高橋知事：

七飯からようこそいらっしゃいました。

新幹線がもう現実のものになりますので、10年以内。そうすると、この青函で大都市が……都市というか、経済の一つのつながりができてくるというのは私も十分に認識をしておりますし、まさにそのために新幹線を引っ張ってきたわけですから、そういうご活用の方途を地域としてお考えいただくというのは、とってもうれしいことであります。

それで、このことと道州制との関係ということではありますが、道州制のもとでは多分、北海道は北海道でしょうし、東北は北東北3県はいろいろやっておられますけれども、やはり仙台、宮城を入れてというアイデアもありますので、東北6県での州か道というようなことも現実のものにそのうちなってくるのではないかなと思います。

ただ、この道州はそういう区切りになったとしても、やはりお隣同士の地域で境界を越えてのさまざまな交流が深まるというのは、これは素晴らしいことでありますので、別に道州制という区割りだから北東北3県と北海道が一つの道になれば、ということまで多分、七飯の方もおっしゃっておられないと思いますので、まさに経済活動、人的交流、文化活動、いろんな面でこの函館エリア、道南がさらに元気になっていただくために、青森の方々とさらに連携が深まること、これは道としてもできる限りバックアップ

をしていきたいと、このように思っております。

○川城局長：

ありがとうございます。

五十嵐委員の方から、青函の結びつきなどにコメントがあれば、お願いいたします。

○五十嵐委員：

知事が先ほどおっしゃったように、道州制になって青函の経済圏が無くなるということなはいと思います。先ほどロシアとの関係だけで申し上げたのですが、会場からそういうご意見があつて大変心強く思ったのですが、将来的にらむのは、環日本海なり、もっと広い世界だというふうに思っています。その中でまず突破口として考えたときに、ロシアの人の受け入れをもう少し拡大できないか、中国との交流はどうかというところで、第一歩という意味で申し上げたところでございます。

新幹線の青函同時開業というのは、札幌から見ても大変意義深いところでございまして、青森でとまるのではなくて、函館までつながることによって、実は北海道全体に対して大きな効果があるというふうに思っています。そのことを函館の方々もよく認識していただいて、函館はやっぱり入り口、ゲートであつて、その機能というものを強めるのだという意味合いかなというふうに思っています。そのため青函経済圏は重要です。それと道州との関係はというと、またそこでどんな規制があるのかと考えたときに、やっぱり自分で決められるような仕組みというものをつくっていききたいのだ、と皆さんが思っていたいただければと思います。

○川城局長：

ありがとうございます。

私の方の事務説明はまた後でまとめさせていただきますけれども、せっかく井上先生と谷先生がいらっしゃっておりますので、何か会場の方からご質問はございませんでしょうか。何でも結構でございます、いかがでしょうか。

それでは、私の方から事務説明しますので、その間にもしありましたら、どうぞ挙手をいただければと思いますけれども。

先ほど、市町村合併と支庁改革の話も出ました。まさにそのとおりでございまして、私どもも近々、道の考え方、合併の考え方をお示しをさせていただき、また支庁改革につきましても、今度の6月の議会にお示しをさせていただくということでございまして、市町村合併と支庁制度、そして道州制というものを一体として私ども進めていきたいということでございます。市町村への権限移譲も粛々と進めさせていただいております。

最後にお話しありましたように、道職員の人口が少なくなつて心配だというお話は、まさにそういうことだろうと思います。私どもの行政の北海道のあり方と、それから地域での道職員の生活、人口の問題というのをバランスをとって進めていくということになるかと思つています。こんなようなご回答とさせていただきます。

あと最後に、1問ぐらいいかがでしょうか。そろそろ時間も来ておりますので、いか

がでしょうか。

どうぞ前の方、お願いします。

○町議会議員：

それでは、知事にお伺いいたします。

道州制の中身につきまして、種々ご説明をいただきました。いわゆる権限移譲と財源が基本的になろうかなと。そのほか、いろいろコミュニティを含めた地域でやる自主自立、これも大きな要因だろうと、委員の皆様からこのようにご説明もございました。そのとおりだと思っております。そのことによって、権限移譲につきましては道から4,100ぐらいあるのですね。その中から2,000ちょっとは市町村に移譲されるだろうと、こういうようなお話がございました。で、問題はその財源なのですけれども、知事は冒頭、権限移譲とともに財源も来るのだよ、と。これは法律で決まることなので、小泉さんがかわろうとだれになろうと法律だから心配ないようなことを言っておりました。しかし、やはり今まで、国から道、また道から市町村に来たものもあります。その中で一つの例として、森町に現在も保健所がございましてけれども、やはり縮小されたのですよ、いろんな絡みの中で。これは仕方ないと思っています。しかしながら、実際、財源が最初の約束どおり来ているかという、そうでない部分があるのですよ。そのことが議会で議論されているわけなのでございます。ですから、今、国と市町村の借金が七百何十兆とか1,000ちょっととかと新聞紙上をにぎわしております。こういうような中で、実際その約束事が守られるのかと、大変危惧しているところでございます。

それと、やはりこれから市町村の首長は、これだけの膨大な財源が移譲されるわけですから、各市町村の首長が今まで以上に能力を試される時代が来るわけなのです。そういうことも含めまして、やはり基本は、本当にお金のことばかり言うのは余りよくないのだけれども、財源なくしてできないですよ、やりたいことも。その辺、約束事ですから、法律ですから守るとは思いますけれども、本当にそうなのかなとすごく疑問を持っている一人でございますけれども、知事はその辺、いかがですか。

○川城局長：

ありがとうございます。

権限移譲などについての財源が本当に守られるのだろうか、こういう大きな借金を抱えている中でという、ご不安の声だったと思います。

○高橋知事：

森町の方どうも、ようこそいらっしゃいました。ご苦労さまです。ありがとうございます。

権限と財源の一体的な移譲、これはしっかりやってもらわなくてはならないことだと、私はそのように思っております。ただし、一つ言えるのは、さっき井上先生もおっしゃいましたけれども、公共事業なんかはもう趨勢的に道州制に関係なく減っています。これは国もそうですけれども、道も申しわけないなと思いつつも、例の財政再建の一環

として、道単独の公共事業費を減らさざるを得ない。そういったものはありますが、ただ、権限移譲、すなわち今まで国がやっていたお仕事を我々が移譲を受けるということに伴って、それにかかっていたお金をいただくと。これは当然のことですので、私が知事である限りは、強く、強く、強く、強く言って、多分勝ち取ってこれる自信はあります。

それから、「首長の能力が試される」ということをおっしゃったのですね。これは、首長の方おられますけれども、それは首長も、それから知事も能力が試されています。いつも試されています。人間のことでですから試行錯誤しながら迷って過ちを犯すこともあるかと思いますが、それでも一生懸命、道民の方々のご意見をお伺いしながら仕事を進めていくと、おのずとやはり道は開けてくるのかなと。それはそれぞれの市町村の首長の方々も多分、一緒ではないかな。こんなふうに思います。よろしいでしょうか。

○川城局長：

もし井上先生、谷先生、何かありましたら、どうぞご発言……よろしいでしょうか。

○谷委員：

二つほどなのですが、一つは、今月の13日に全道の議員の勉強会で「グリーンシード」という会があるのですが、そこで知事と東大名誉教授の大森さん、この方は地方分権推進委員の方なのですが、今回の道州制の法案の中で「推進本部を設置することができる」という条文があるのですが、ここに知事が参与で入ることができる。ここで法案してこれが決定しましたら、総理大臣が本部長ですので、小泉さんがかわってもこの道州制の推進法案は進めていくことができると。これを大森先生が大変評価しておりました。これが一つです。

それからもう一つ、先ほどのコンパクトシティの知事の説明がございましたけれども、もう少し説明を皆さんに恐らく今度の機会にできると思うのですが、私自身はコンパクトシティというよりは、もう地域のコミュニティ強化というのが最終の地域づくりですから、「コンパクトタウン」。もう郊外型にでき上がってきたまちを、今さら中心市街地に持ってくるというのはこれは難しいことですから、コンパクトタウンをこれからコミュニティ強化の一つの合い言葉にまちづくりをやっていく必要があるのではないかと。ということで、私自身は思っております。以上です。

○川城局長：

ありがとうございます。

それでは、そろそろ時間になりました。最後に、事務局の方から皆様方にお話をお伝え申し上げます。

道州制などにつきまして、私ども皆様方との議論の素材として、お手元にことし3月に作成いたしました「地域主権型社会のモデル構想（案）」をお配りしております。会場でちょっと部数が足りなくて、入場のときにお届けできなかったものは、お帰りのときにお申しつけくださいませ。今、用意しておりますので。このモデル構想案につつま

していろいろ議論を重ねながら進めたいと思いますので、ご一読いただきまして、道の方にいろいろなご意見をいただければ大変幸いに存じております。いろいろメールアドレスなども書いてございますし、こういった手段でも結構でございますので、どうぞよろしく願いいたします。

それから、今回はご当地で第1回目の意見交換会をさせていただきました。第2回目は、これは予定でございますけれども、6月10日、土曜日、岩見沢市で開催をさせていただきたいと考えております。私どもいろいろ皆様方とご議論を進めさせていただきたいと考えておりますので、引き続きどうぞよろしく願いいたします。

なお、ここでまず、知事と3人の委員の先生方にご退場をいただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

日曜日にかかわらず、本当にありがとうございました。これをもちまして、道州制道民会議の第1回目の地域意見交換会を終了させていただきます。本当にありがとうございました。